# 木島平村教育大綱

令和7年度(2025年度)~令和14年度(2032年度)

安心して子育てでき 誰もが学び続けられる村

~ みんなで育む 子どもたちの未来 ~

令和7年(2025年)3月策定

長野県木島平村

# はじめに



木島平村では、平成27年4月から令和6年3月までの10年間を期間とした第6次総合振興計画の計画期間が終了し、令和7年4月からの第7次総合振興計画を策定し、新しい時代に対応する計画行政をスタートさせました。

基本構想では、木島平村が目指す将来像を、「誇りと愛着を育み、一人ひとりが希望をもてる木島平 ~誰もが暮らしやすい持続可能な村~」としています。

総合振興計画を進めるに当たり、教育・子育ては、この目標を具現化する重要施策となります。未来を担う子どもたちが、安心・安全な教育環境のもとで、自身の可能性を拓く学びが実現できる。そして、誰もが安心して子育てでき、誰もが学び続けられる村づくりを進めていくことは、持続可能な村づくりを進める本村にとって必須です。

近年は、AIやグローバル化により世の中の変化が格段に速くなっています。

小・中学校では、デジタル・オンライン活用、小学校では英語学習やプログラミング教育など、新たな学びも始まっています。デジタル化の波は否応なく押し寄せてきます。教育大綱では、このような変化に対応し、新たな時代を生きる木島平村の子どもたちのための教育施策をまとめ、その充実に努めてまいります。

ここに、第7次総合振興計画やこれまでの小・中学校での取り組みをもとに「木島平村教育大綱」を改定いたしました。今後の教育行政につきましては、この大綱により、その方向性を共有し、連携して各施策の推進が図られるよう努めてまいります。

		令和7年3月	木島平村長	日臺	正博
	目	次			
I	木島平村教育大綱の改正について		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2	
П	教育大綱と教育振興基本計画	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2	
Ш	教育大綱の位置付け及び期間	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2	
IV	教育を取り巻く現状と課題	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • •	3	
V	基本理念	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • •	4	
VI	基本方針	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6	
	1 四つの方向性				
	2 具体的な施策 ※注釈				

# I 木島平村教育大綱の改正について

教育大綱は、教育や学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

平成 27 年 4 月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方公共団体の 長と教育委員会が協議・調整する場として、「総合教育会議」を設置するとともに、首長は教育基本法第 17 条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、学術及び文化の振興に関する総合的な教育に関する施策の大 綱の策定を求めています。

本村においては、令和7年度(2025年)から令和14年度(2032年)までの8年間を展望した第7次木島平村総合振興計画が新たに策定されました。現在の木島平村教育大綱は平成27年4月に策定され、後期計画期間が令和7年3月をもって満了することに伴い、教育大綱を改正するものです。

木島平村の教育や学びにおける目指すべき基本理念(方向性)や基本目標を定めるとともに、広く教育や学びにかかわる皆さんの御意見や庁内での検討などを通じて、「今後8年間の重点的な取り組み」や「本村で育んでいきたい力」についても示したものとなっています。

# Ⅱ 教育大綱と教育振興基本計画

教育大綱(以下、「大綱」と言います。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公 共団体の長が定めなければならない当該の地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な 施策について、その目標や施策の根本となる方針です。大綱を定めたときは公表することとなっています。

教育振興基本計画(以下、「基本計画」と言います。)は、教育基本法に基づき、地方公共団体(教育委員会)が策定し、大綱に掲げた教育理念や基本方針を具現化するために定めるものです。策定は努力義務となっており、大綱及び基本計画ともに国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて策定することとなっています。

# Ⅲ 教育大綱の位置付け及び期間

大綱は、木島平村第7次総合振興計画との整合性を図りながら、本村における教育や学びに関わる各種 関連計画、指針等と連携して取り組むことを進めていくものです。時代背景や木島平村の特長を踏まえ、こ れからの教育や学びについて大切になる視点を定めています。大綱で示している方向性をもとに、具体的な 事業については、別途「木島平村教育振興基本計画」をまとめ、各事業の進捗確認や評価を行っていきま す。

大綱の期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とします。なお、必要に応じて大綱の内容を見直すこともできることとします。

#### ◇計画の期間

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028度年	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	
第7次総合	第6次	第7次総合振興計画(R7年度~R14年度)								
振興計画	後期	中間評価・見直し								
教育大綱	現状と									
	課題	中間評価・見直し								

# IV 教育を取り巻く現状と課題

# Ⅰ 時代の変化に対応できる人材の育成

グローバル化や急速な情報化、技術革新など、これから変化することが当たり前の時代が到来すると言われています。そのような社会を見据え、学校教育では、主体的・対話的で深い学びを具体化することが求められています。このテーマの延長には、自律する学び手、変動する社会を粘り強く生き抜く子どもを育むというメッセージ性があります。思考が異なる子どもたちが考えや意見を交換し合い、自分の解を求めたり、新たな課題をとことん追究したりする学びを実現することが求められています。

◆自身の学びが、地域社会や世界につながることを実感する学びを推進し、今できることは何かを常に考 え、自身を進化させて、自分自身で可能性を広げていく子どもの育成が必要です。

# 2 急速に発達するAI(人工知能)を学習ツールに活用

AI の発達により、これまでの単純労働や知的労働の多くがロボットやAIに代替される社会が到来すると言われています。生活が便利になる一方、AI が苦手領域とするこれまでにない課題を解決する仕事や、非認知能力など、創造的で斬新なアイデアを必要とする力が求められています。

◆児童生徒がPC端末を活用し、情報を収集して課題の解決につなげたり、多様な情報をとり入れて興味・ 関心の幅を広げたりするなど、学習ツールとして使いこなしていく能力を高めていくことが必要です。

# 3 郷土愛の醸成、豊かな心の育成

木島平村で育った子どもたちは、本村を郷土として誇りや愛着を持ち、村外に出て行ってもいつかは本村に帰ってきて、学んだことや築き上げてきた人脈などを、地域のために活かしてほしいといった願いがあります。

◆そのような人に育っていくためには、家庭や地域、学校とのつながりの中で、本村の豊かな自然や 文化、歴史等を、多くの人々とかかわり合いながら、多様な体験を重ねていく中で、郷土愛と豊かな心を 育んでいくことが必要です。

# 4 地域の中で学び合うことができる環境づくり

子どもたちが将来につながる資質・能力を身に付けるためには、学校だけでなく、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を捉え直し、連携を図っていくことが求められています。人生 100 年時代の到来が予想されており、誰もが暮らしの中で培ってきた知識やスキル等を交流しながら、学び続けていくことが必要です。

◆子どもと大人が互いに交流し合いながら、体験的に取り組むことができる機会をつくっていくことが重要です。また、そのような機会や活動を行うことで、子育て家庭の親子を孤立させない、地域ぐるみの支援をつくり出すことが必要です。

#### 5 子どもの意見が反映される学校・社会づくり

こども基本法で重視される子どもの権利条約を踏まえた権利の4原則、「差別の禁止」「生命、生存及び 発達に関する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」など、子どもの人権を尊重する学校教育、 社会教育が求められています。

◆学校が子どもたちにとって「通いたい」「学びたい」と思える学校であるために、これまで教師側で 決めることが多かったことを見直し、子どもたちの声が反映される学校づくりが必要です。

また、地域との協働活動においても子どもの声を取り入れ、大人も子どももともに学び交流できること に努めていくことが必要です。

# 6 人権が尊重される社会の実現

本村は、県内でもいち早く、「人権尊重の村づくり」を宣言し、学校教育や社会教育において、偏見・差別・ 排除等の不当な差別事象に学んでいます。自身を見つめ、他者尊重の意識を培う学習はとても重要です。 また、多様な人々と協働しながら変化に対応するのみならず、年齢、性別、国籍、経済事情、障害など、多 様性を認め合う社会を築く一員となることが求められます。

◆すべての村民が安全・安心に暮らせる「人権尊重の村づくり」に向けて、多様性を認め合い、互いを尊重 し合い、「生きがい」や「学びがい」につながる人権教育の取り組みが必要です。

# 7 次世代を展望した持続可能な教育行政

本村の教育施策や施設管理等を推進するために、学校指導体制の整備や ICTを活用した効果的な授業の実現、安全・安心で、質の高い教育環境の整備を計画的に進めることが必要です。

また、将来展望に立った持続可能な教育行政であることが求められます。

◆第7次総合振興計画に掲げる教育施策や子どもたちが安全·安心な教育環境で学ぶために必要な施策等が常に求められています。

# V 基本理念

# 安心して子育てでき 誰もが学び続けられる村 ~ みんなで育む 子どもたちの未来 ~

これまでの大綱においても学校・家庭・地域が互いに連携することで、子どもたちの豊かな人間形成、健やかな身体づくり、学力の向上を図り、村民一人ひとりが生涯を通じて学び続ける取り組みを行ってきました。今後も、このことを継承しながら、新しい時代に対応できる理念や目標を定め、村の教育施策や事業、さらには村民の豊かな学びにつながる取り組みを進めていきます。

令和7年4月からの新しい大綱では、「みんなで育む 子どもたちの未来」をテーマとしています。

◇みんなで育む…木島平村の将来を担う子どもたちはもちろん、すべての世代にとって学び続けることを大切にすることを示しています。また、立場や世代、地域を超え、様々な人とのコミュニティがつながる概念です。

◇子どもたちの未来…子どもたち一人ひとりが夢に向かい、自分で道を切り開き、たくましく生きていけること、そしてふるさと木島平や地域社会を築いていくという目標を示しています。

この目標に向け、学校、家庭、社会での教育の在り方、それらを様々な立場の人たちが協働し合って、地域性を育んでいく想いが込められています。

子どもたちには、変化の激しい社会にあっても、身近な出来事や課題などを、自分事として捉え、自身の力で解決していくことや、自ら行動していくことが期待されます。また、他者の多様性を認め合い協働し合うことも必要です。

そのためにも、学校はもちろん、家庭や地域で多様な人たちとの出会いや学びから、自らの夢や希望が未来につながっていることを意識したり、大人たちも常に学び続けることで、自身の楽しさや生きがいにつながっていることが意識できる「ふるさと木島平」を目指します。

本村の教育で目指す人づくりは、新しい時代に必要な知識を身に付け、国内外を問わずに活躍できる人、豊かな心、他者とつながりを持って社会や地域のために貢献できる人材を育成します。

- ◇ この先の未来を意識し、自身で考え、実行できる人
- ◇ 村内外の資源を活用し、ふるさとの課題解決に貢献できる人
- ◇ 先端技術や情報を収集し、新しい時代を開拓できる人
- ◇ 多様な人と協働しながら、地域活性化や社会貢献できる人

# 日 安心して子育てできる環境を整えます。

子育てに関する相談・支援機能を備えた「木島平村こども家庭センター」を設置し、誰もが気軽に子育てや 家庭教育に関する相談ができるように努め、不安なく安心して子育てできる環境を整えます。

また、子育で・教育に係る研修会や講座等を開催し、話題を共有する仲間づくりに努めます。

# 2 探究と協同の学びを推進し、将来にわたって学び続ける子どもを育てます

小・中学校では、「主体的・対話的で深い学び」の具体となる探究と協同の学びを重視し、自分で考え、自分で行動する。他者と交流し、他者の立場で物事を考えるなど、確かな学力の定着を図り、どの子も学び続けることを大切にします。多種多様な価値観が混在する社会においても、常に納得解を求めて学び続ける子どもたちを義務教育9年間で育みます。

#### 3 ふるさと木島平を心に刻む教育を通じて、郷土愛と誇りが持てる子どもを育成します。

豊かな自然環境や産業、歴史、伝統文化等、郷土に学ぶ「ふるさと学習」や「キャリア教育」の充実を図り、 ふるさと木島平への愛着と誇りが持てる子どもを育成します。

#### 4 デジタルツールを活用した「個別最適な学び」と「協同的な学び」の実現を図ります

一人 I 台のPC端末の配布や教室のオンライン接続など、ハード面での整備が整い、これからは、デジタルの力を活用した学習ツールを通じて、子どもたちが自ら課題を発見して解決していこうとする力を育んだり、「個別の教育的ニーズ」に応じた、自己の可能性を最大限に引き出すことを目指す学びと、教師が児童生徒の状況を把握して、指導・支援していくことができるような活用を図ります。

#### 5 人権尊重の意識を高める人権・平和教育に取り組みます

学校教育・生涯学習では、すべての村民が安心・安全に暮らせる人権尊重の村づくりに向けて、多様性を 尊重し合い、「生きがい」や「学びがい」につながる人権教育を推進していきます。学校教育では、戦争の悲惨 さや日本の歴史や文化を自身の目で見て、心で感じ、生涯の課題となる平和教育に取り組みます。

#### 6 子どもも大人もともに学び合う地域コミュニティの充実を図ります

子どもたちの育成は、「私たち大人の気づき」と「子どもと真剣に向き合う」ことから始まるものと考えます。 コミュニティ・スクールで取り組む、学校支援活動、地域連携活動の更なる充実を図り、子どもと大人が一緒に 学び合える機会を設け、大人の学びの姿に、子どもたちがあこがれを持つことができたり、大人が子どもたちと ともに学ぶことに生きがいを感じたりすることができる活動を推進します。

# VI 基本方針

# Ⅰ 4つの方向性

基本理念を実現するために、次世代を生きる子どもたちの育成に重点を置いた、施策実現への方向を「支える」「伸ばす」「つながる」「つなげる」の四つをキーワードとして定めます。

# 【支える】 安心して子育て、切れ目のない支援、相談体制

・0歳から18歳までの子育て世帯への支援の充実、子育て支援室の運営、こども家庭センターによる包括的な支援により、子育て家庭を支えます。

# 【伸ばす】 確かな学力、主体性、自律性、健やかな体

・学びの質を高め、子どもたちが未来に渡って学び続けるために必要な、確かな学力、自律性、健 やかな体等、個々の可能性や資質能力を伸ばします。

# 【つながる】 共感、地域性、文化財産、豊かな人間性

・ともに学び合う機会や場の整備、多様な価値観に学んだり協同したりできる活動を進め、 子ども大人がつながる、人と社会がつながる双方向の活動を進めます。

# 【つなげる】 教育環境整備、調査・研究、点検・評価、安全安心

・教育の効果を最大限に上げるために、心的・物的の両面から点検・評価し、安全で安心な教育 環境の整備等を見通しをもって進めます。

# 2 具体的な施策

基本理念を実現するために、以下の6つの施策に取り組みます。

# (1) 総合的な子育て環境の充実

妊娠期から子育て期において、子どもや親子を孤立させないための支援として、こども家庭センターによる包括的支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支えていくための講座や交流会、利用者のニーズに応える子育て支援室の運営など、安心して子育てできる環境を整えます。また、子ども・子育てに関するアンケート等を実施し、ファミリーサポート事業等の必要な取り組みを進めます。

- ① 子育て支援の充実
- ② 安心して子育てできる環境づくりと子育て支援室の充実
- ③ こども家庭センターによる包括的な支援
- ④ 地域全体で支える子育て環境の充実

# (2) 木島平型教育の推進

新しい時代を担う子どもたちは、これからの社会を豊かに生きていくために、確かな学力を育むことが重要です。ふるさと木島平で学ぶ意義と価値を享受し、豊かな心と健やかな身体を育み、確かな学力の向上と自律性を兼ね備え、夢と希望を持って生きていける基盤を、保小連携、小中一貫教育を通じて育んでいきます。

主体的で対話的で深い学びを追究する授業の質を高め、児童生徒が主体となる探究と協同の学びを推進するとともに、ICT機器を活用した新たな学びと時代に応じた教育環境づくりを進めます。

また、情報過多の社会において、偏見や差別を許さない人権意識の高い子どもを育むために、人権・平和教育の一層の充実に取り組みます。

- ①他者との共同による「主体的・対話的で深い学び」で、確かな学力と自律性を育む木島平型教育の充実
- ② 郷土に学ぶ「ふるさと学習」の充実
- ③ 人権を尊重し合い、多様性を認め合う学校教育
- ④ デジタルツールを活用した学びの充実
- ⑤ 成長期における食育の充実
- ⑥ 多世代・多様な立場の村民が学び合う、地域コミュニティの充実
- ⑦ 国内外の同世代とつながる体験学習と交流活動の充実

# (3) 保育・幼児期の教育の充実

こども基本法制定、児童福祉法改定等、子ども・子育て支援の新制度に基づき、幼児期における保育及び 子育て支援の更なる質の向上を図るために、教育内容の充実を図る取り組みを進めます。

豊かな自然や地域教材を取り入れた活動、多世代の方々との協働活動、自然に浸り込むやまほいくの活動等、本村の資源をフルに活用した保育を推進します。

- ① 地域教材を取り入れた保育活動の充実
- ② 家庭教育と幼児期の教育への支援
- ③ 子どもと地域の人々との交流活動の充実
- ④ 自然に浸り、ひと・もの・ことから学ぶやまほいくの推進

# (4) 文化活動の推進と文化財の活用

村指定の文化財に代表される「根塚遺跡」など、ふるさとの歴史や文化財といった歴史の資産が多数存在します。豊かな自然環境に包まれる田園風景は、本村を象徴する風景です。このような地域の資源・人材を学校教育や社会教育において積極的に活用していくことで、木島平村ならではの「ふるさと教育」として充実させます。

- ① 芸術・文化活動の推進
- ② 郷土を語る文化資料の整備
- ③ 文化財の調査・保存・整備と活用

# (5) 生涯学習の推進

子どもも大人もともに学び成長しようという村民性を高める社会教育を展開します。学校と家庭と地域をつなぐ役割や、教育関係機関や教育関係者等をつなぐ役割を担い、社会教育と学校教育との連携協働を進めます。子どもから高齢者まで、生きがいとつながりを大切にした社会教育の充実を図ります。

- ① 生涯にわたる健康な暮らしを楽しむ環境の整備
- ② 多様な学習機会の創出
- ③ 人権を尊重し合う地域社会づくりの推進
- ④ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

#### (6) 次世代を展望した教育行政の充実

木島平村の教育行政の推進体制を整備し、効率的・効果的な運営により、新たな事業に対してスピーディに行政運営ができるようにします。また、施策の具現化のために必要な調査・研究をしたり、評価・改善したりしながら、子どもや村民から求められる事業の具現を図ります。

- ① 保・小・中学校における情報通信環境の整備
- ② デジタル図書の活用による読書環境の整備
- ③ ICT環境の整備
- ④ 中長期的展望に立った施設管理・運営

# ※ 注 釈

# ○子育て支援室

保育園に入園していないお子さんとその保護者の方の交流のために、保育園に隣接した子育 て支援室を設置し、子育て支援コーディネーターが子育てに関する悩みや、心配事の相談をして いる施設

# ○こども家庭センター

妊産婦及び乳幼児の保護者への相談業務「子育て世代包括支援センター(母子保護機能)」と、子育て世代の様々な相談に応じる「こども家庭総合支援拠点(児童福祉機能)」の両機能を 一体的に行う機関 ※R7木島平村こども家庭センター設置予定

#### 〇生きる力

生きるために必要な基礎・基本を土台とする力や資質・能力を称して「生きる力」と言う。基礎・ 基本の力、学び続ける力、未来を描く力、表現する力、切り拓く力、自らつくり出す力、楽しむ力、共 感する力、協働する力、支え合う力、思いやる力 等々

#### ○大学との連携協定

東京大学大学院(平成26年)、桐朋学園大学(平成27年)、ものつくり大学(令和4年)と、教育 連携の締結